

○飯塚市生産振興総合対策事業補助金交付要綱

平成18年3月26日
飯塚市告示第92号

(趣旨)

第1条 この告示は、生産振興総合対策事業実施要綱(平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知)及び福岡県生産振興総合対策等補助金交付要綱(平成14年5月17日14農振農第57号)に基づき、予算の範囲内において、畜産関係団体が行う事業に要する経費に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助率等)

第2条 補助の対象となる事業及び補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請に係る事業が適正であると認め、交付すべき補助金の額を決定したときは、その旨を補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第5条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「事業の実施者」という。)は、次に掲げる事由が生じたときは、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の20パーセント以上の変更をする場合
- (2) 申請内容に変更が生じた場合
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(概算払の請求)

第6条 事業の実施者は、概算払を受けようとするときは、事業補助金概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の概算払をするものとする。

(実績報告)

第7条 事業の実施者は、事業の完了の日から起算して1月以内に事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第8条 市長は、事業の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交

付を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 補助金交付の条件及び指示に違反したとき。
- (3) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この告示に違反したとき。

(関係書類の保存)

第9条 事業の実施者は、補助金に係る関係書類を当該補助事業完了の翌年度から起算して5年間整理保存しなければならない。

(検査)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、事業の実施状況及び管理運営等について、関係書類等の提出を求め、又は実地に調査することができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の颯田町生産振興総合対策事業補助金交付要綱(平成15年颯田町告示第56号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第2条関係)

事業名	補助金額
畜産振興総合対策事業	国庫、県費補助金の100%
耕畜連携・資源循環総合対策事業	国庫、県費補助金の100%

様式第1号(第3条関係)

年度

事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

申請者氏名

印

年度において 事業を実施したいので、飯塚市生産振興総合対
策事業補助金交付要綱第3条の規定により、補助金 円の交付を次のとおり申請し
ます。

1 事業内容

別紙のとおり

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

飯塚市長 印

年 月 日付けで申請の 年度 事業については、飯塚市
生産振興総合対策事業補助金交付要綱第4条の規定により、次により金 円を交付
します。

- 1 事業の実施者は、飯塚市生産振興総合対策事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 事業の実施者は、この補助金に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年から起算して5年間整備保管しなければならない。

様式第3号(第5条関係)

年度

事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

事業実施者氏名

印

年 月 日付け第 号で交付決定の通知があったこの事業について、別紙の理由により変更し、金 円の追加交付を受けたいので、飯塚市生産振興総合対策事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

様式第4号(第6条関係)

年度

事業補助金概算払請求書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

事業実施者氏名

印

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあったこの事業について、飯塚市生産振興総合対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり金 円を概算払により交付されたく請求します。

補助金交付 決定額 (A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残高(A-B-C)	
	金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高
円	円	%	円	%	円	%

様式第5号(第7条関係)

年度

事業実績報告書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

事業実施者氏名

印

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあったこの事業について、次のとおり事業を実施したので、飯塚市生産振興総合対策事業補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

1 事業内容

別紙のとおり